

# 広報 ましけ

2022  
11

NO.1353

増毛町公式ホームページ

<https://www.town.mashike.hokkaido.jp>



今月の表紙 秋サケ定置網漁が過去最多の豊漁の年!

## 今月の主な内容

2~6P ... 【特集】『町政へのご意見』の回答

7~9P ... まちの話題(まちの学校祭・発表会、オータムフェスト in ましけ、増毛産特別栽培米「ゆめぴりか」の寄贈 ほか)

12P ... 新型コロナワクチン接種情報

16~18P ... 暮らしの情報(令和5年増毛町二十歳の成人式のご案内 ほか)



増毛町公式  
ホームページ  
QRコード



町民の皆様からの増毛町の政策に対するご意見を聞くために7月5日～8月31日までの期間実施しました「お寄せください！『町政へのご意見』」では15名の方からの返信があり、内容としては21件のご意見をいただきました。ご意見をお寄せいただいた皆様ありがとうございました。

今回はその中から13件のお寄せいただいたご意見及び町からの回答について掲載いたします。今後、町では、お寄せいただいたご意見等を参考にして町政を進めていきます。残りの8件のご意見及び回答については、広報12月号で掲載いたします。

なお、私的な内容や苦情等については掲載いたしませんのでご了承お願いいたします。

## 総務課

### ご意見① 役場内について

日々、増毛町民のためにご尽力有り難うございます。

役場内についてですが、やはり入ってもどこに行けば良いのか、誰に声を掛けたら良いのか…皆様もちろんPCに向かって業務しているので、声を掛けにくいのが現状です。一時期は入ると挨拶をして下さる方もいましたが、それも最近だと感じず。

どこかの町の役場には入ってすぐに総合案内のような場を設け、コンシェルジュが在籍していて、声も掛けやすく良いなと思いました。人手不足もあるかと思いますが、町民が利用しやすい役場づくりを目指して頂きたく、ご検討宜しくお願い致します。

#### 【町からの回答】

以前は正面に向かって席を配置していましたが、ジロジロ見られているようで入りづらいとのご意見をいただき、窓口職員の席を横向きにした経緯があります。パソコンや書類を見ながらの業務が多いため、業務に集中するあまり来客に気づかないことがあることをお詫びいたします。

また、総合案内については人口減少に伴い採用職員数も抑制していることやロビーの配置上、難しいと思いますが、再度、全職員に対し、親切・丁寧な対応と挨拶を心掛けるよう周知し、サービスの向上に努めるよう周知して参りたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

### ご意見② 役場職員について

夫婦で働いている役場職員について、おかしいと思います。

増毛町で働く場所が限られていて、人口が毎年減っている中、増毛町で働きたい、好きだからという若者に地元の人の採用を希望します。また、窓口業務の対応が暗すぎると感じています。お役所的な上からの目線はもう古いし、今の世の中通じないと思います。田舎だから特にそうなのでしょうか？もう少し改善してほしいです。

#### 【町からの回答】

共働きの職員は数名おりますが全て採用後に婚姻したものであり、地方公務員法上、これを理由とする免職はできないこととなっております。

職員採用については極力地元から採用するよう心掛けておりますが、人口減少もあり採用職員数の抑制と年齢構成も考慮の上、1次試験に合格した方から面接試験を行って採用を内定しており、最終的には内定者の意思によって決定いたします。

窓口業務も含めた町民サービスについては、親切・丁寧な対応と挨拶を心掛けるよう再度、周知して参ります。

### ご意見③ 町の再任用、認定こども園の雇用について

町の再任用職員は全体で何名いるのか。この職員の定年は何歳なのか。給料表はどのようになっているのか。

認定こども園には再任用職員は何名いるのか。70歳近い年齢または過ぎている人で、保育士の資格がない人も雇用されていると聞いている。この人達は何名いて、雇用期間また何という職種で雇用されているのか。

非常勤職員という雇用であれば1年更新ではないのか。何十年も同じ人が雇用されている現状に疑問です。(明和園の介護員は65歳までの募集年齢になっている)慣れていけばいいという事ではないと思います。新しい風も必要ではないですか。

#### 【町からの回答】

令和4年度の再任用職員は10名で、現在の再任用の職員については定年が60歳ですが、地方公務員法の改正による段階的定年延長に関連し、以後、定年及び退職年齢は段階的に引き上げられており8名は4年間の再任用で64歳まで、2名は5年間の再任用で65歳までとなり、定年以後の再任用は1年更新となります。給料表については、地方公務員法に定められている再任用制度と同様となっております。

認定こども園については再任用職員はおりませんが、会計年度任用職員は採用しています。

お問い合わせの年齢層については、4名おり3名が資格を有しております。3名のうち2名は「任用保育教諭」、1名はパート保育教諭です。もう1名は資格を有していないためパート保育助手です。任用期間については1年更新となっております。



## 町民課

### ご意見④ 沿岸バス《市立病院～大別荘(雄冬)》のコース変更について

- ・ 町内ハイヤー事業が始まりましたが、土日祝は休み、台数1台のため利用に限界がある。
- ・ 路線バスは、特に日中帯の利用が少ない。通学・市立病院利用者主体で日中の利用増が必要。

以上2点のことから、沿岸バスの日中帯の走行コースの変更を要請してはどうか。

現状は、市街診療所や元陣屋・寺の通りにはバスは行かないので、コース変更で乗客の増加が見込まれると思う。(観光客も)

留萌方面から来るバスを国道から認定こども園あつぷるの所で右折させ、文化センター交差点で左折、元陣屋前交差点で左折し、市街診療所前を通り、国道に戻るルートにする。そうすると、認定こども園あつぷる前、文化センター横、元陣屋前、市街診療所前を路線バスが通るため、停留所を作れば町民の通院、文化センター利用の文化団体などが便利になると思う。

《町内(阿分や雄冬)から中心街は150円、町内のみ利用は100円とかにするとより良い。》

#### 【町からの回答】

町内ハイヤー事業については、現在運行時間外の土日祝日の運行につきましては、今後、調査・研究を進めて参りたいと考えております。

路線バスについては沿岸バスに対し、主要公共施設前を経由する路線を提案し、実際に運行しているバスを使用し、試験走行を行った結果、運行事業者として、最も効率的で、かつ、安全に運行できる経路が最優先とのことから、増毛町の要望には添えないとの結論に至り、現在の経路となっております。



## ご意見⑤ 増毛町の環境美化について

増毛町の花などを植え、町ぐるみで美しい町にしています。

一部では、歩道の上まで木の枝が伸び、自転車などで通る場合危ないと思います。また、歩道の上まで花などを置くことのないようにしてほしい。

昨年、セブンイレブン近くの住宅が火事になり、片付けるわけでもなく、現在そのままにされている。観光客などがよく通る国道沿いなので大変見苦しいと思う。本人との話し合いなどできているのか。きちんと対処してほしい。

### 【町からの回答】

道の上まで木の枝等が伸びていて、見通しが悪く危険な場所は、道路管理担当や地域住民と協力し、改善して参ります。

また、火災住宅については、今後の対応について所有者と数回話し合いをもっているところですが、大きな改善が見られるほど片付けが進んでおりません。町の入り口でもあることから早期に処理が進むよう根気強く対応して参りたいと考えております。



## ご意見⑥ ラ・サンテにおける「血圧計」について

室外に設置できないでしょうか？

そうすることによって、昼休み(12:00~13:00)の時間帯にストレッチ等をする時にも血圧のチェック可能になります。

あるいは、オーベルジュましけの脱衣所にも血圧計の設置を考えてみては、どうでしょうか？

「記録紙」はなくても構いませんので。

### 【町からの回答】

ご自身の健康増進のため、「ら・さんて」をご利用いただき、ありがとうございます。

「ら・さんて」は、オーベルジュましけ内に開設しておりますが、宿泊や日帰り入浴など不特定多数の方が利用しているため、血圧計については、防犯上の理由から「ら・さんて」内に設置させていただいています。

また、血圧計は、濡れた手で触ることや水に濡れることは故障の原因となるため、脱衣所への設置は考えておりません。

血圧計は、役場や保健センター、文化センターにも設置しておりますので、お気軽にご利用ください。

また、町では家庭用血圧計の購入補助をしております。昼間の血圧が正常でも、早朝に血圧が高くなる「仮面高血圧」と呼ばれる高血圧を見つかることができますので、朝と夜にご家庭での血圧測定もしてみてください。



## ご意見⑦ 歩道の駐車について

歩道駐車によって、歩道に人が通れない状況がある。現にお年寄りが歩道から車道に出て、通行している姿を見て、危ない環境だと感じた。

高齢者が多くいる町では、改善する必要があると考える。警察と連携して対応する事を望んでいる。

### 【町からの回答】

歩道上への駐車は、歩行者が安全に通行する場合の支障となることから、歩道への駐車は禁止となっております。警察もパトロールを強化し、また、町としても警察と連携を図りながら注意喚起を行ってまいります。違反駐車があった場合には、警察へ通報をお願いします。

## ご意見⑧ さわやかトイレについて

役場前さわやかトイレでは、男子用トイレ小便器、2つあるうち左側は春から8月現在“使用中”になっています。同じ観光客が何度も利用することはないでしょうが、利用しようとしたとき使用中になっていたら幻滅します。観光の町であればすぐに修理して使えるようにしておくべきです。春からそのままというのはよろしくありません。全般に増毛町のトイレは旧増毛駅前も含め明るさ、さわやかさが無いです。

### 【町からの回答】

確認不足で男子用トイレ小便器2つのうち、1つが使用中止となっており、大変ご迷惑をお掛けしております。

町民の皆さんや観光客も多く利用する施設ですので、文字通りさわやかに使っていただけるよう環境整備に努めます。



## ご意見⑨ 町政のご意見について

町民の意見を聞く方法としては良いと思っています。せっかくですから年に1回だけでなく回数を増やしてはどうでしょうか。思いついた意見を次の機会まで待たせるのではなく、すぐに出すことが出来る方が良いと思います。役場、文化センター、元陣屋等に意見を入れてもらう箱を設置して、いつでも自由に増毛町に対しての意見を出してもらう方法も良いと考えます。

### 【町からの回答】

「町政へのご意見」は、町民から町政に対する意見を聞き、今後の政策等へ反映させるために始めたものです。日頃から町民の皆さんにも町政についてじっくり考えていただき、精査した上で意見をいただきましたく2ヶ月という期間を設けました。今後必要であれば回数を増やしていくことも検討していきたいと考えております。

また、意見箱の設置につきましては、今後検討して参りたいと思います。早急に対応が必要なご意見がある場合につきましては、直接役場に電話またはメールでご連絡いただければと思っております。



## ご意見⑩ 町広報の隔月発行について

町の広報を隔月にできないのか。

毎月出ている（明和園）募集等は、これだけ載せても無駄とは思わないのか。違う対策を考えようとは思わないのか。

町会議員も広報に携わる以外に余裕ができるのでは？お悔やみ欄しか見ないという町民の声も聞かれません。町民に是非アンケートをとってほしい！

### 【町からの回答】

職員の募集については、求人が必要な場合、町広報掲載以外にも町ホームページやハローワーク、高校や大学、専門学校等や民間の求人サイトへ行っているところです。今後も人員を確保できるよう可能な募集方法について実施していきたいと考えておりますし、知友人等にもお声がけいただき求人の周知をしていただければ幸いです。

広報紙の発行については、町民の方々に最新の情報をお伝えしていくためには、毎月発行が必要であると考えております。

なお、広報紙作成は町職員のみで行っており、今後も作成にあたっては読みやすい紙面作りに努めて参ります。

議会だよりの発行については、町議会議員が中心となって作成しており、年に4回発行しております。



## 建設課

### ご意見⑪ 町営住宅について

町営住宅が収入基準なしで入れる所が少ないと思います。もっと増やしてほしいです。(サーモン団地・駅前団地ありますが順番待ち…) 空き家情報にも、もっと力を入れてほしい。町営住宅(収入基準があり入れない)、空き家も無いので大変困ります!

#### 【町からの回答】

増毛町で管理している住宅は、人口・世帯数に応じた率にて計画戸数を決定しております。

現在の管理戸数は計画戸数を満たしているため、増毛町では戸数を増やす予定はありません。

また、収入基準により入居できない方への受け皿として、平成28年度より民間賃貸住宅等建設補助を設け、民間企業等に住宅を建設していただき、現在までに8棟32戸が建設されております。

空き家情報につきましては、現在は広報紙に毎月掲載し募集しておりますが、役場建設課へ直接問い合わせいただければ、最新の情報等を提供できますので、よろしく願いいたします。



### ご意見⑫ 道路沿いの電球について

増毛町というより北海道の管轄になると思うのですが国道上の赤色の矢印(道路の端を知らせるやつ)の電球が切れている箇所が多数見受けられます。(冬期間も)

冬時期、特にホワイトアウトが頻発して発生する場所では、あの矢印の灯りが文字通り“道標”になります。十分機能するように電球の交換、もしくは担当部署に交換の働きかけをしていただきたいと思います。ご検討よろしく願いいたします。

#### 【町からの回答】

お問い合わせの設備は、開発局の国道に設置されている設備になると思います。

国道の管理者である開発局、道路維持業者も確認していると思われそうですが、増毛町からも担当部局へ標識について問合せを行います。

その他、増毛町の町道や道道・国道につきましても、何かお気づきの点がございましたら、役場建設課へご連絡お願いいたします。

## 福祉厚生課

### ご意見⑬ 高齢社会を迎えた取り組みプログラムについて

日頃何かにつけて町民に対してお気遣いいただき感謝致しております。高齢社会を迎えて町の取り組みも色々な相談窓口を始め、サービスありがとうございます。

その中に是非とも人間らしい生活をするために必要な高度な働きをする脳の前頭前野を鍛えるための「文字を書く」、「声に出して読む」、「簡単な計算をする」など気軽に取り組める様に教室などで脳の司令塔である前頭前野を向上させたいです。お忙しいところ大変恐縮ですが、ご一考願えますでしょうか。よろしくお願い致します。

#### 【町からの回答】

増毛町で行っている、生きがいデイサービス、各種運動教室、脳いきいき音楽教室、ふまねっと教室など、高齢者向けの各種教室は、まさに前頭前野を鍛えることのできる多彩なプログラムを取り入れて行っております。

ご要望の「声に出して読む」「簡単な計算をする」「文字を書く」などについても、そのこと単独での教室開催をしているわけではありませんが、それぞれの教室のプログラムの中に取り入れて行っていますので、今後とも是非ご参加ください。



## まちの学校祭・発表会



増毛中学校学校祭、増毛小学校学習発表会、認定こども園あつがる発表会が開催されました。この日に向けてきた日々の努力が子どもたちの全力のパフォーマンスから伝わってきました。子どもたちは、生き生きと楽しみながらも真剣に合唱や遊技、劇に取り組む姿を保護者や先生方に披露し、会場内は笑顔と拍手に包まれていました。

10/2  
(日)

### 増毛中学校学校祭 『Can Do～さあ、始めよう 自分改革～』



▲合唱コンクール



▲総合学習発表会



▲増中 パーセント バルーン

10/9  
(日)

### 増毛小学校学習発表会

『みんなで気持ちを一つに  
創り上げよう 感動のステージを!』



▲We are Fox!! (2年生)



▲ダンス&ミュージック! (3年生)



▲地球にやさしい未来を、みんなで。  
(6年生)

10/15  
(土)

### 認定こども園あつがる発表会



▲くれよんのくろくん(りんご組)



▲浦島太郎(ぶどう組)



▲ももたろう(もも組)

10/8(土)  
10/9(日)

## 地域おこし協力隊による 物産販売会

～オータムフェスト2022 in ましけ～



増毛町の地域おこし協力隊である小河しずくさんを中心に、隊員の取り組みについて理解を深めてもらおうと「オータムフェスト2022 in ましけ」を増毛駅で開催しました。

増毛町を含む留萌管内5市町村の地域おこし協力隊員が参加し、「協力隊員が好きな地元の特産品を持ち寄って販売する」をコンセプトに行われ、手作りのリンゴあめや野菜や果物、水産加工品などが販売されました。

両日とも好天に恵まれ、観光客で賑わいを見せていました。

10/7  
(金)

## 秋サケ定置網漁が 最盛期を迎え豊漁が続く

～水揚げ額などが過去最多の豊漁～



9月から秋サケ定置網漁が解禁となり、今年の水揚げ額などが過去最多となる豊漁の年となりました。

留萌海区漁業調整委員会が発表した10月20日現在の増毛町の秋さけ定置漁獲高によると、漁獲匹数は165,362匹、重量は409,089kg、水揚げ額は327,465千円。前年同期と比べると匹数は446.6%、重量は392.4%、水揚げ額は338.6%といずれも大幅に増加しています。

増毛漁業協同組合では、毎年暑寒別川と信砂川でサケの稚魚放流を行っています。

10/13  
(木)

## 夫婦で100歳 おめでとうございます!

～夫婦揃って百寿を祝う～



西村テルさん(写真右)が、10月13日に100歳の誕生日を迎えたことをお祝いして、堀町長よりお祝い金と記念品が贈呈されました。

夫の西村富男さん(写真左)も一昨年の3月に100歳を迎えており、夫婦揃って百寿をお祝いました。

百寿を迎えたテルさんは「元気に100歳を迎えられたことを嬉しく思います。子ども達にも世話になっているので感謝しています」と喜びと感謝の言葉を話しました。

10/12  
(水)

## カメラマンになろう!

～ましけキッズ体験隊2022 イマーゴクラス～



ましけキッズ体験隊2022のイマーゴクラス(5・6年生)で「カメラマンになろう!」が行われ、16名が参加しました。

児童たちは普段使ったことのないカメラを使って、旧増毛小学校や増毛灯台など様々な風景を工夫して撮影していました。

アングルを工夫したり、ピントの調整、中には枯れ葉や水溜まりを活用して撮影している児童もあり、創意工夫された作品が完成し、有意義な楽しい時間を過ごしました。



10/17  
(月)

## 増毛町は高品質な米が 収穫できる町

～増毛産特別栽培米「ゆめぴりか」の寄贈～



町特別栽培米研究会（成澤貴会長）から増毛産特別栽培米「ゆめぴりか」が増毛小学校に25キロ、増毛中学校に20キロ、認定こども園あつぷると町立明和園に各5キロ寄贈されました。

学校給食などに使用してもらい、ふるさとの味に誇りを持ってもらいたいと一昨年より寄贈。

増毛産特別栽培米を受け取った矢藤典彦校長は「子どもたちも給食で食べるのを毎年楽しみにしている。地産地消の貴重な経験をさせていただきありがたく思う」と感謝を伝えました。

10/16  
(日)

## 仮装に身を包み 商店街を歩く

～ハロウィンでトリック・オア・トリート～



町教育委員会主催の「ハロウィンでトリック・オア・トリート！」が町内商店街などで開催され、約90名が参加しました。

元陣屋を出発し、町内の指定された店舗に「トリック・オア・トリート！」と元気な声で訪問してお菓子をもらいながら、1時間ほどかけて宝の合言葉を完成させました。

完成した合言葉と交換でお菓子の詰め合わせがプレゼントされ、子供達は両手いっぱいのお菓子に笑顔が溢れていました。

## 地域貢献をたたえ 感謝状を贈呈

10月7日、公共施設整備や環境整備などの地域貢献活動に対する感謝状贈呈式が役場会議室で行われ、9社3企業体1団体の代表の方へ、堀町長がお礼の言葉を述べ、感謝状が手渡されました。

なお、各社の地域貢献内容については下記のとおりです。



- 株式会社清野建設（7/14実施）  
ニナイバツ川河口左岸練り石積み護岸石積みで、2月の崩壊箇所を重力式擁壁で復旧
- 増毛土建株式会社  
増毛駅駐車場 雪割～排雪（4/9～14実施）  
旧増毛小学校中庭の草刈り作業（8/19～実施）
- 有限会社堀塗装工業（8/10実施）  
増毛小学校の遊具塗装作業
- 増毛町建設協会（8/17実施）  
認定こども園あつぷるにエアコンを寄贈
- 萌州建設株式会社（7/30実施）  
「納涼花火大会」の協力として単管の設置と回収作業
- 株式会社堀口組（9/19実施）  
町道冷水橋道路線ガードケーブルの草刈り作業

- ハラダ工業株式会社（6/2実施）  
朱文別配水池周辺の草刈り作業
- 塩見・興北・ヤマモト巧建 経常建設共同企業体  
舎熊墓地～町道舎熊高台道路線の草刈り作業（7/18実施）
- 森田・向井 経常建設共同企業体（7/20実施）  
町道冷水橋道路線ガードケーブルの草刈り作業
- 堀口・和秀 経常建設共同企業体（7/12実施）  
阿分漁港の砂利敷き直し作業（680㎡）
- 株式会社保工北海道（7/24実施）  
役場庁舎、文化センターの敷地及び周辺町道の清掃作業
- 北央道路工業株式会社（9/28実施）  
弁天通線の穴埋め、役場砂利駐車場出入口の簡易舗装作業
- 大和谷工業株式会社（9/29実施）  
増毛小学校駐車場のライン引き作業

# 令和3年度 増毛町の会計決算報告



令和3年度の増毛町の各会計歳入歳出決算について、9月に開かれた町議会第3回定例会で認定されました。

## 一般会計の決算状況

一般会計の決算額は、歳入(収入)が57億2,622万円、歳出(支出)が55億884万円で、翌年度へ繰り越す事業の財源90万円を差し引き、2億1,648万円の黒字決算となりました。

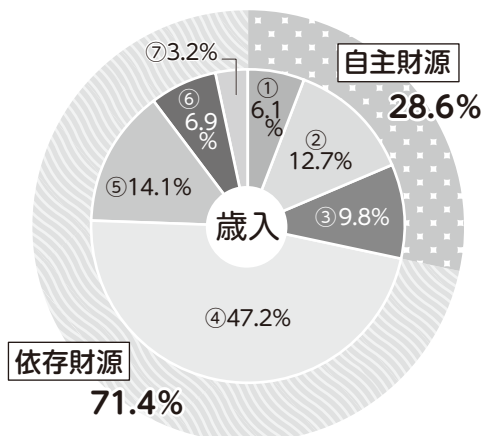
### 歳入 (一般会計)

歳入は、大きく分けて「自主財源」と「依存財源」に区分的ことができます。

「自主財源」は、町税や使用料・手数料など、町が自主的に収入を得ることができるお金で、歳入全体の28.6%を占めます。

「依存財源」は、地方交付税や国・道支出金、町債などで、歳入全体の71.4%を占めています。特に令和3年度は新型コロナウイルス感染対策のための国庫支出金等が多く交付され、割合が大きくなっています。また地方交付税も47.2%を占めており、景気や社会情勢に左右されやすい財源であるため、今後も堅実な財政運営が求められます。

**【歳入】 57億2,622万円**



- ①町税 ②使用料・手数料ほか ③寄附金
- ④地方交付税 ⑤国道支出金 ⑥町債
- ⑦地方譲与税ほか

### 歳出 (一般会計)

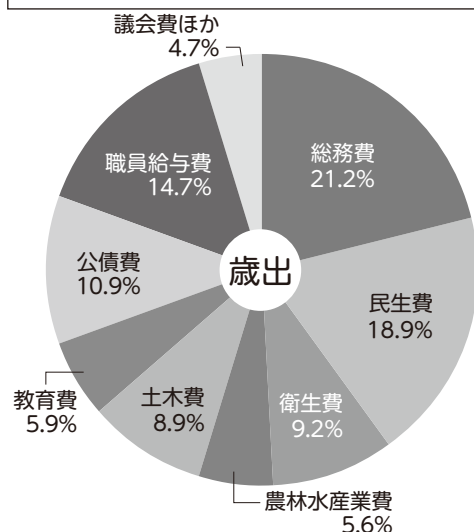
歳出は、大きく分けて「投資的経費」と「消費的経費」に区分的ことができます。

「投資的経費」は、その経費の支出効果が長期にわたり、固定的な資本形成となるもので、普通建設事業費と災害復旧費がそれにあたり、4億4,702万円で歳出全体の8.1%を占めています。

「消費的経費」は、支出効果が単年度または短期間で終わるもので、投資的経費以外の50億6,182万円で、歳出全体の91.9%を占めています。

また、目的別では右の円グラフのとおり、公債費(借金の返済)が10.9%(5億9,861万円)を占めていますが、借入を圧縮し、借金の残高や返済額は年々減少してきています。

**【歳出】 55億884万円**



## 特別会計・公営企業会計の決算状況

### 特別会計

一般会計とは別に独立して経理を行う会計

会計	歳入	歳出
国民健康保険	5億4,599万円	5億266万円
観光施設事業	4,931万円	4,931万円
診療所事業	2億6,967万円	2億6,967万円
介護保険	9億3,768万円	8億7,086万円
後期高齢者医療	8,882万円	8,872万円
港湾整備事業	1,726万円	1,726万円
福祉施設整備	7億6,408万円	7億6,408万円



### 公営企業会計

民間企業のように利用料金などの収益で運営する会計

会計	歳入	歳出	
水道事業	収益的収支	1億4,177万円	1億2,915万円
	資本的収支	3,210万円	8,305万円
簡易水道事業	収益的収支	1,777万円	1,823万円
	資本的収支	185万円	551万円
公共下水道事業	収益的収支	1億3,984万円	1億3,280万円
	資本的収支	2億835万円	2億5,189万円
砕石事業	収益的収支	3億2,663万円	3億2,393万円
	資本的収支	0万円	0万円

※ 資本的収支の差し引き不足分は留保資金で賄っております。

## 令和3年度決算における健全化判断比率

増毛町の比率は、早期健全化基準と財政再生基準ともに基準以下となっているため、財政健全化計画と財政再生計画の策定は必要ありません。

近年、各数値とも改善傾向にあります。今後も公債費(借金)の負担縮減を図るなど、引き続き財政の健全化に努めます。

また、公営企業ごとに算定する資金不足額が事業規模に占める割合を示した資金不足比率は、増毛町ではすべての公営企業会計について、資金不足は発生していません。

### 《健全化判断比率》

	内 容	R3	R2 (参考)	早期 健全化 基準	財政 再生 基準
実質赤字 比率	一般会計などにおける赤字の割合	赤字 なし	赤字 なし	15%	20%
連結実質 赤字比率	すべての会計の赤字の割合	赤字 なし	赤字 なし	20%	30%
実質公債 費比率	年間の借金返済額などの割合	9.6%	10.7%	25%	35%
将来負担 比率	将来負担する可能性がある負債の割合	なし	なし	350%	

### 《資金不足比率》

	R3	R2(参考)
水道事業会計	すべての会計で 資金不足なし	すべての会計で 資金不足なし
簡易水道事業会計		
公共下水道事業会計		
砕石事業会計		
港湾整備事業特別会計		
観光施設事業特別会計		



# 新型コロナウイルスワクチン接種情報

(10月14日現在の情報)

※状況により内容が変更になる場合もありますので、ご了承ください。

## ◆オミクロン株対応ワクチンは、1人1回の接種となります。

接種希望調査ハガキの返送にご協力いただきありがとうございました。

現在流行しているオミクロン株に対応した、「オミクロン株対応ワクチン」(ファイザー社・モデルナ社の2種類)は、増毛町では**11月中旬、12月上旬**の接種になります。

集団接種の最終日は**12月9日(金)**になります。希望者には、順番にご案内します。  
(一部9月29～30日に前倒し接種した方は、それで終了です。)

【対象者】：初回接種を完了した方(1・2回目を接種済の方)

【接種間隔】：前回の接種から5ヶ月以上(10月下旬に短縮される見込み)

※4回目接種済の方は、接種間隔の短縮が決定されましたら、  
12月9日までの日時でご案内する予定です。町外で接種予定の方は  
接種券を郵送しますので、保健指導係までご連絡ください。

【接種会場】：増毛町文化センター

※11歳以下の方は、オミクロン株対応ワクチンは接種できません。

新しいワクチンは、今までの従来株+オミクロン株の、2種類に対応したワクチンになります。

## ◆1～2回目接種がまだの方

11～12月の集団接種では、増毛町においては「ノバボックス」ワクチン(武田社の国産ワクチン)を使用します。(3回目接種も可能です)

初回接種では12歳から接種できます。初めて接種する方は、3週間間隔で2回接種が必要ですので、希望する方は、11月11日(金)までに保健指導係までご連絡ください。

## ◆5～11歳までの方(ファイザー社小児用ワクチン)

- このたび5～11歳も「努力義務」となりました。小児用ワクチンは、成人のワクチンに比べて、副反応が少ないことが分かっています。この機会に予防接種をご検討ください。
- 2回接種済の方に送ったハガキで「希望する」と返送された方には、順番にご案内します。
- 未接種の方 → 改めてのご案内はありません。接種を希望する場合は、3週間間隔で2回接種が必要ですので、11月11日(金)までに保健指導係までご連絡ください。

## ◆6ヶ月～4歳までの方(ファイザー社乳幼児用ワクチン)

★「6か月～4歳の乳幼児用ワクチン」が認可になりました。

現在接種体制について検討中です。

決定しましたら、個別にご案内を郵送します。



お問合せは、増毛町役場 福祉厚生課 保健指導係  
0164-53-3111

## マイナンバーカード夜間窓口を開設します

- 1 11月11日(金) 17時15分～19時 増毛町役場 町民課戸籍係窓口(役場1階)
- 2 11月25日(金) 17時15分～19時 増毛町文化センター(2階中ホール)

### カードをつくる申請の際にご持参いただくもの

- 本人確認書類  
顔写真入り証明書は1点(運転免許証など公的機関発行の証明書)、  
顔写真がない証明書は2点(健康保険証、年金手帳、学生証など)
  - マイナンバー「通知カード」(お持ちの方のみ)
  - 個人番号カード交付申請書(お持ちの方のみ)
- ※交付申請の際に顔写真を撮影します。(撮影は無料です)



### マイナポイントの受け取り手続きに必要なもの

- マイナンバーカード
- 個人番号カード・電子証明書 設定暗証番号記載票(カードを戸籍係窓口で受け取られた方は一緒にお渡ししています。郵送で受け取られた方はお送りした封筒に同封しています。紛失した方はお申出ください)
- 公金受取口座の登録を希望する、預貯金口座の通帳
- マイナポイントの受け取りを希望する、キャッシュレス決済サービスのポイントカードなど

### マイナポイントのカード交付申請期限が令和4年12月末に延長されました

- マイナポイントのお申込みを希望される方は、令和4年12月末までにマイナンバーカードをつくる申請をしてください。なお、マイナポイントの申込期限は令和5年2月末までです。増毛町では、マイナンバーカードの更なる普及促進を図るため、出張申請受付(戸別訪問・事業所への訪問)を行っています。ご希望の方はお問い合わせください。

■お問合せ先 役場町民課戸籍係(☎53-1112)

## 消防本部からのお知らせ

### 灯油ポリかん、上手に使って安全・安心!

今の季節、石油ストーブを使用する為に買い置きしているご家庭もあるのではないのでしょうか?正しい知識で安全に使用しましょう。



#### 1. 火気には近づけないでください

引火防止のため、灯油ポリかんを火気から2m以上離してください。

#### 2. 灯油以外は入れないでください

灯油ポリかんが侵され、変形し、もれる恐れがあるので、ガソリンは絶対に入れないでください。

#### 3. 密閉して貯蔵してください

左右の栓が、しっかりと締まっている事を確認してからしましょう。

#### 4. 直射日光を避けてください

紫外線の影響を受ける状態での保管は劣化が早く進みます。  
影響を受けない場合でも、5年を目安に取り替えると安全です。

#### 5. 積み重ねて保管しないでください

灯油ポリかんが変形し、破損するなど大変危険です。

※詳しくは「QRコード」を読み込んで(スマホ等で)確認してください。➡

灯油かんの  
取り扱い方法



【お問合せ先】増毛町消防本部予防課(☎53-2175)

## 社会に広げよう被害者支援の輪

警察では事件や事故の被害に遭われた方や家庭内暴力、ストーカー、お子さんのいじめ問題で悩んでいる方などの相談を受け付けています。

また、事件事故による心の傷が癒やされずに悩んでいる方のために、民間の被害者相談窓口のカウンセラーがあなたの話をお聞きします。

事件事故でお悩みの方は、勇気を出してご相談ください。

### 【警察相談電話】

- 性犯罪相談110番 #8103 (ハートさん)  
※「#8103 (ハートさん)」につながらない場合  
→フリーダイヤル0120-756-310まで
- 少年相談110番 フリーダイヤル0120-677-110
- 暴力団相談電話 ☎011-222-0200
- 道警相談センター #9110



### 【民間被害者相談電話】

- 北・ほっかいどう被害者相談室(旭川) ☎0166-24-1900
- 性暴力被害者支援センター北海道(SACRACH) ☎050-3786-0799

【お問合せ先】留萌警察署(☎42-0110)

## 指名手配被疑者の検挙にご協力を!

令和4年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、凶悪事件などで特に警察庁が指定している重要指名手配被疑者を始めとして、約530人に上っています。

これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して指名手配されており、再び犯罪を敢行するおそれがあります。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。

この指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、道民の皆さんのご協力が是非とも必要です。

指名手配被疑者によく似た人を見かけたといった情報等、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いいたします。



【お問合せ先】留萌警察署(☎42-0110)

高齢者世帯等を対象にした

# 除雪サービス

のお知らせ



## ◇◇ 町民の皆様へ ◇◇

玄関前の除雪ができないために困っている高齢者がいます。この事業は、地域の支えあいで行うものです。有償ボランティアとして協力して下さる方がおりましたら福祉厚生課に連絡をお願いします。

### 除雪サービスを利用できる人

- ①令和4年度の町民税が非課税の世帯及び町民税が課税世帯のうち、その課税者全員の町民税所得割が非課税の世帯
- ②65歳以上のみの世帯及び障がいなどにより除雪が困難と認められる世帯

※住民票上の世帯が別でも、同じ家に住んでいる場合は同居と見なします。

※有償ボランティア除雪事業は、近所に親類等がいる場合は対象になりません。

### お申込み方法

- 利用申請書に利用者負担金を添えて、福祉厚生課 介護保険係（健康一番館）へ提出してください。
- 有償ボランティア除雪事業（玄関前の除雪）の申込みには、ボランティアの同意が必要です。
- 福祉厚生課に来られない場合は、社会福祉協議会または民生委員を通して申し込むことができます。電話での仮受付も行います。
- 利用が決定した世帯には、決定通知書をお送りします。
- 申込書は、福祉厚生課、社会福祉協議会の他、増毛町役場ホームページの各課情報・福祉厚生課・介護保険係のページから得ることができます。

## 有償ボランティア除雪事業

### ■除雪内容

令和4年12月1日から令和5年3月17日の期間中、除雪車が出動したときの午前中や大雪の時に、玄関から生活道路までの幅おおむね80センチを、申込者が指定した有償ボランティアが除雪を行います。

### ■負担額

1,500円

### ■ボランティアが受け取る額

15,000円

### ■申込期限等

令和5年1月31日までとしますが、先着15名で締め切ります。



## 屋根及び家のまわりの除雪サービス事業

### ■除雪内容

- 令和4年12月1日から令和5年3月17日の期間中、自宅の屋根の雪下ろし、窓の下、軒先等の除雪及び緊急避難口の確保を年2回まで行います。
- 3回目の除雪が必要な場合は、改めて申請書の提出が必要になります。

### ■負担額

- 1,000円（納付された負担金は返却できません）
- 3回目は1回500円

### ■申込期限

令和5年2月28日まで（3回目の申込は、3月中も受け付けます）



【お問合せ先】役場福祉厚生課・介護保険係（☎53-3111）

募集

会計年度任用職員  
暑寒別岳スキー場

■募集人員

リフト乗車係 若干名

■応募資格

年齢18歳以上の町内在住者

■勤務時間

【平日・土曜日】

8時30分～17時00分

【日曜日・祝日】

8時00分～17時00分

【夜勤（ナイター）】

17時00分～21時00分

※夜勤（ナイター）は1月から2月まで金・土曜日、3月は日曜日以外毎日予定（勤務は月数回）

■賃金

日給7,360円以上

■手当等

時間外・通勤手当、共済保険

■採用期日

令和4年12月13日

令和5年3月31日

■申込方法

履歴書を左記申込先まで提出

出願します。（郵送可）  
申込・問合せ先

役場商工観光課・観光事業係  
（☎5313332）

会計年度任用職員

町立明和園

【調理員】

■募集人員

1名

■応募資格

年齢18歳

（上限なし、健康であれば可）

※無資格可、調理師免許所有の方歓迎

■勤務時間

・早出6時30分～15時00分

・遅出9時30分～18時00分

■勤務形態

日勤2交替制の勤務・週休2日制

※年間休日120日以上  
（長期休暇あり）

※時間給希望の場合、勤務日数や勤務時間を調整することができます。  
（応相談）

○資格なし

■賃金

（応相談）

月額139,700円以上  
調理師免許所有  
月額142,400円以上

※経験者は前歴を考慮し、加算して決定します。

■手当

各種手当あり

■採用期日

採用決定後、速やかに採用

（応相談）

【公務補】

■募集人員

1名

■応募資格

年齢18歳

■勤務時間

・日勤8時45分～17時15分

・夜勤17時15分～翌日8時45分

■勤務形態

日勤・夜勤の交代制

■賃金

○資格なし

月額166,000円以上

■手当

各種手当あり

■採用期日

採用決定後、速やかに採用

（応相談）

【特養介護員】  
■募集人員  
若干名

■応募資格  
年齢18歳～65歳

※無資格可、介護福祉士及び介護職員初任者研修修了以上の方歓迎

■勤務時間

・早出7時30分～16時00分

・遅出9時30分～18時00分

・夜勤16時15分～翌日9時15分

■勤務形態

3交替制や日勤2交替制の勤務

■賃金

※夜勤明けの翌日・翌々日は連休となります。

※年間休日120日以上  
（長期休暇あり）

※時間給希望の場合、勤務日数や勤務時間を調整することができます。  
（応相談）

■採用期日

（応相談）

■賃金

○資格なし

月額139,700円以上

○有資格者（初任者研修）

月額144,800円以上

○有資格者（介護福祉士）

月額144,800円以上

（応相談）

月額149,500円以上  
○日額 7,400円  
○時間給 990円

※経験者は前歴を考慮し、加算して決定します。

■手当

各種手当（夜勤・新規就労・就労継続・処遇改善等）あり

■採用期日

採用決定後、速やかに採用

（応相談）

申込・問合せ先

増毛町立明和園

（☎5311601）

町営住宅空家情報

（11月1日現在）

町営住宅に空きがあることから、左記のとおり募集します。

■住宅所在地

①南暑寒町5丁目

■団地名・募集戸数

①南暑寒5丁目団地 5戸

※全て2LDK

■住宅料

①13,900円

②26,800円程度



※年間所得により異なります。  
**■資格要件**

- ①町税等の滞納がないこと
- ②収入基準を超えていないこと  
と（所得が月額158,000円以下）
- ③連帯保証人がいること

**■申込方法**

役場建設課建築係で申込書を受取り、関係書類を添えてお申込みください。

申込・問合せ先  
 役場建設課・建築係  
 (☎5311115)

## お知らせ

### 令和5年増毛町二十歳の成人式

**■開催日時**

令和5年1月8日（日）  
 14時00分～

**■開催場所**

文化センター大ホール

**■対象者**

平成14年4月2日～  
 平成15年4月1日生

**■内容**

令和4年4月1日の民法改

正に伴い成年年齢が18歳に引き下げとなりましたが、増毛町では引き続き20歳を対象に開催いたします。

増毛町に住民登録をされている方には、ご案内を送付いたします。

他の市町村に転出された方で、出席を希望される場合は12月9日（金）までにご連絡ください。

また、式の実行委員を募集しております。対象者でご協力いただける方は12月9日（金）までにご連絡願います。

町教育委員会・地域学習課 社会教育係(☎5312427)



▲令和4年増毛町成人式の様子

### 人権擁護委員が委嘱されました

10月1日付で、法務大臣から次の方が人権擁護委員に委嘱されました。

任期は令和7年9月30日までの3年間です。

**■委嘱された人権擁護委員**

- ・吉田 章 氏（再任）
- ・穂田 美恵子 氏（新任）

増毛町の人権擁護委員は、今回委嘱された2名と既に委嘱を受けている豊田順子さんとの3名で構成されています。

なお、これまで人権擁護委員を務められてきた西元章夫さんが任期満了により9月30日付で退任されました。

西元さんには平成25年10月の委嘱以来、9年に渡り増毛町の人権擁護にご尽力いただきました。

長年のご功績に対し深く感謝申し上げます。

町役場町民課・戸籍係

(☎5311112)

### 特設人権心配ごと相談所のご案内

特設人権心配ごと相談所を増毛町文化センターにて開設します。人権や家庭内問題、お金の貸し借り、いじめ等自分で考えても解決できない、どんな小さなことでも相談に応じます。

なお、費用は無料で、相談内容は他に漏れることはありませんので、安心してご相談ください。

■日時  
 12月3日（土）  
 10時00分～12時00分

**■場所**

増毛町文化センター

**■その他**

相談をご希望の方は、当日増毛町文化センターに直接お越しください。

町役場町民課・戸籍係  
 (☎5311112)



### 新着本案内

**帝国の弔砲**

佐々木 譲 著

ロシアに開拓農民として入植した日本人夫婦の息子。彼は大战中に徴兵され激戦を生き延びる。復員するとロシアには革命の嵐が吹き荒れ、やがて彼は政治の渦の中に巻き込まれていく。

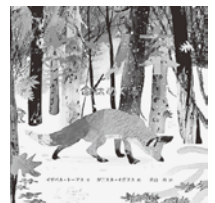


### 町総合交流促進施設元陣屋 (電話 53-3522)

**キツネ 命はめぐる**

イザベル・トーマス 文

この地球には、およそ900万もの種類の生き物がいます。キツネとモミの木とキノコは見た目は違います。でも、命を作っているものは同じなのです。子ども達に命のサイクルを教える教本。



## 法定相続情報証明 制度のご案内

相続手続では、お亡くなりになった方に関する大量の戸籍書類一式を、相続手続を取り扱う各種窓口にも何度も出し直す必要があります。

法定相続情報証明制度は、法務局に「申出書」、「戸籍書類一式」及び「相続関係を一覽にした図（法定相続情報一覽図）」を一緒に提出することで、内容を確認した上で法定相続人が誰であるのかを、提出された一覽図の写しに登記官が証明して無料で交付します。

法定相続情報一覽図を利用することで、お亡くなりになった方の相続登記、預金の払戻し、相続税の申告、各種年金手続などを行うときに必要とされる戸籍書類一式の提出が省略できます。

検討される方は、旭川地方法務局登記部門までお気軽にお問い合わせください。

旭川地方法務局登記部門  
☎0166-38-11146

## 留萌くらしのなかの 法律相談会のご案内

留萌の士業を中心に構成する六友会（りくゆうかい）が主催する無料法律相談会がパワスポ留萌（留萌地域人材開発センター）2階で開催されます。

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、税理士がチームを組んで皆様のくらしのどんな相談にもお答えします。相談時間は1枠30分で、事前予約が必要となります。

■日時  
11月18日（金）  
18時～21時（1枠30分）

■場所  
パワスポ留萌（留萌地域人材開発センター）2階

■予約  
左記までご連絡ください。  
（予約期間：11月16日（水）まで）

留萌ひまわり基金法律事務所  
☎0164-42-3341

## 「ふれあい広場」 中止のお知らせ

日頃より本会の活動にご協力を頂きありがとうございます。

例年12月上旬に開催しております「ふれあい広場」につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めなため、本年度も中止の決定をさせていただきます。

町民の皆さまには、各種ご協力を賜りながら、3年続きの中止となりますこと、誠に恐縮ではありますが、ご理解いただき、今後とも引き続き活動へのご支援をお願い申し上げます。

社会福祉協議会  
会長 雨野 正治  
ボランティアセンター  
運営委員長 甲谷 映二  
留萌毛町社会福祉協議会  
☎53-3600

## 通行規制区間への 進入の危険性について

冬に吹雪で見通しのきかな

い道路では通行止めの規制が実施されます。

通行止め区間へ脇道から侵入すると、吹きだまりに衝突したり、車両がスタックし孤立するなど、命にかかわる重大な事故に繋がる恐れがあります。

大変危険ですので指定された迂回路のご利用をお願いします。

なお、通行規制の状況は次のホームページで公表しています。



北海道地区  
道路情報

留萌振興局留萌建設管理部  
維持管理課  
☎42-8369

◇日曜当番医◇  
11月6日（留萌市）  
留萌セントラル  
クリニック  
（栄町1 ☎43-9500）  
※右記以外の土日祝日及び夜間診療は、かかりつけの病院へお問合せください。

11月は「児童虐待防止月間」です \*児童相談所や市町村の相談窓口にご連絡ください\*

児童虐待かと思ったらすぐにお電話ください。

いち はや く  
☎189  
児童相談所  
全国共通  
3桁  
ダイヤル

出産や子育てに関する悩みや質問がある方は、児童相談所・市町村へお気軽にご相談ください。

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。お住まいの地域の児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。 ※令和元年12月より通話料が無料化されます。



# 人の動き

10月1日～10月31日届出分(敬称略)

## 10月末 人口と世帯

人口 3,789 人 (-2)  
男 1,734 人 (-2)  
女 2,055 人 (±0)  
世帯 2,069 世帯(±0)  
( )は前月との増減

## 町税等の納期について

### 上下水道料金 11月25日(金)

〒 役場上下水道課(☎53-1152)

### 固定資産税(第3期) 国民健康保険税(第5期)

### 11月30日(水)

〒 役場税務課・税務係(☎53-1114)



■ 厚志ありがとうございます

◆ 各自治会等へ(現金)

○ 香典の一部から

・ 齋藤 浩子さん(弁天町) 47-1区自治会へ

◆ 増毛町社会福祉協議会へ(現金)

○ 社会福祉に(香典の一部から)

・ 桂本 いね子さん(永寿町)

【11月号への掲載希望 11月21日(月)まで】

〒 役場町民課・町民環境係(電話 53-11112)

エルタックス  
**eLTAX**

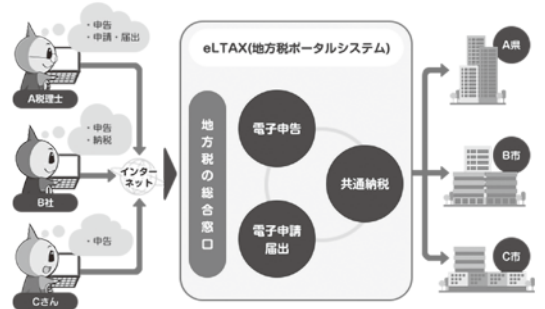
道税・町税の申告・納税が  
ネットできる

地方税ポータルシステムエルタックスは、北海道で扱う「法人道民税・法人事業税・特別法人事業税」と町で扱う「個人道町民税」「法人町民税」「固定資産税(償却資産)」の申告、一部の届出及び「固定資産税(償却資産)」を除く各税目の納税をインターネットを利用して行えるシステムです。

詳しい情報、ご利用届出はホームページをご覧ください。

■北海道留萌振興局税務課(☎42-8416) ■増毛町役場税務課(☎53-1114)

■ホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>



# 健康・暮らし・環境カレンダー

11/7月	●広報ましけ11月号発行 <b>生</b>	22火	●定例行政相談所開設 10:00~12:00 文化センター ●関節健康トレーニング 10:30~11:30 健康一番館 ●ストレッチヨガ 18:30~19:40 文化センター <b>可燃 資源1</b>
8火	●総合健診(個別通知) 旭川がん検診センター ●関節健康トレーニング 10:30~11:30 健康一番館 ●ストレッチヨガ 18:30~19:40 文化センター <b>可燃 資源1</b>	23水	<b>祝勤労感謝の日</b> <b>ペット プラ</b>
9水	●ヒブ・小児肺炎球菌予防接種 15:30~16:00 市街診療所 <b>ペット プラ</b>	24木	●ザ・サーキット for ビギナーズ 18:30~ 文化センター <b>生 資源2</b>
10木	●ザ・サーキット for ビギナーズ 18:30~ 文化センター <b>生 資源2</b>	25金	●マイナンバーカード夜間窓口開設 17:15~19:00 文化センター ☆粗大ごみ申込受付最終日 <b>不燃 か・び</b>
11金	●乳幼児総合健診(個別通知) 健康一番館 ●おはなしポトフ・プチ 14:30~ 健康一番館 ●マイナンバーカード夜間窓口開設 17:15~19:00 役場町民課戸籍係窓口 <b>不燃 か・び</b>	26土	
12土	●ふまねっと運動教室 13:30~14:30 文化センター	27日	
13日		28月	<b>生 粗大</b>
14月	<b>生</b>	29火	●関節健康トレーニング 10:30~11:30 健康一番館 ●ストレッチヨガ 18:30~19:40 文化センター <b>可燃</b>
15火	●関節健康トレーニング 10:30~11:30 健康一番館 ●ストレッチヨガ 18:30~19:40 文化センター <b>可燃</b>	30水	●脳生き生き音楽教室 10:30~11:30 健康一番館 ●日本脳炎予防接種 15:30~16:00 市街診療所 ●子宮頸がん予防接種 16:00~16:15 市街診療所 <b>ペット プラ</b>
16水	<b>ペット プラ</b>	12/1木	●ザ・サーキット for ビギナーズ 18:30~ 文化センター <b>生</b>
17木	●ザ・サーキット for ビギナーズ 18:30~ 文化センター <b>生 金属/危険</b>	2金	<b>不燃 か・び</b>
18金	<b>不燃 か・び</b>	3土	●特設人権心配ごと相談所開設 10:00~12:00 文化センター
19土		4日	
20日	●インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種 9:00~16:00 文化センター	5月	●広報ましけ12月号発行 <b>生</b>
21月	●インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種 9:00~16:00 文化センター ●乳幼児相談 9:30~11:30 健康一番館 <b>生 木</b>	6火	●関節健康トレーニング 10:30~11:30 健康一番館 ●ストレッチヨガ 18:30~19:40 文化センター <b>可燃</b>

## 家庭ごみの収集日について

マ イ ク の 見 方	<b>生</b> 生ごみ	<b>可燃</b> 可燃系埋立ごみ	<b>不燃</b> 不燃系埋立ごみ	<b>プラ</b> プラ製容器	<b>ペット</b> ペットボトル
	<b>か・び</b> かん、びん	<b>木</b> 木くず	<b>金属/危険</b> 金属類、危険ごみ	<b>粗大</b> 粗大ごみ	
	<b>資源1</b> 紙製容器、雑がみ、白色トレイ、発泡スチロール	<b>資源2</b> 新聞・チラシ類、雑誌、ダンボール、紙パック			

## 粗大ごみの収集について(毎月第4月曜日) 留萌南部衛生組合(電話43-2555・43-2588)

① 1回の収集につき5点までしか出すことができません。粗大ごみ収集の申込は9:00~17:00(受付最終日は15:00)までに、留萌南部衛生組合(電話43-2555・43-2588)に電話申込してください。その際にステーション番号を忘れずに伝えてください。

※「ごみ分別ハンドブック」では、申込は2日前の15:00までとなっていますが、増毛町の場合は、3日前(休日の場合、その前日)の15:00までとなります。

② ごみ袋販売店にて粗大ごみ処理券を購入し、当該粗大ごみに貼り付け、収集日の9:00までにごみステーション横又は自宅前に出してください。